

【入園申込みから入園決定までの日程】

(1) 入園申込受付期間

令和4年11月14日(月)午前8時30分

～11月23日(水)午後11時59分

① 申込方法

原則電子申請 [P3 5申込手続き](#)を参照

② 応募資格

彦根市内に居住している幼児の保護者（令和4年4月1日までに彦根市に居住することが確実な方を含む。市外児童については、優先度が下がります。）

(2) 入園内定

令和4年12月中旬

※募集人員を超えた場合でも、定員に達するまでは受け入れますが、定員を超える場合は、各園で抽選会を行います。

※抽選会は、12月上旬頃に行います。

(3) 利用認定の申請

令和5年1月上旬

※幼稚園等の入園が内定した後、幼稚園等を通して認定の申請をしていただき、後日、「支給認定証」を本市から交付します。

(4) 入園決定

令和5年1月中旬

※本市が入園許可書と支給認定証を交付します。

令和5年度市立幼稚園等入園案内

令和5年4月からの市立幼稚園・認定こども園（1号（教育標準時間）認定）の入園を希望される方は、期間内に申込みをしてください。

1 幼稚園・認定こども園とは……

幼稚園は、義務教育およびその後の教育の基礎を培うものとして幼児を保育し、その心身の発達を助長することを目的とする施設です。

認定こども園は、幼稚園機能（1号（教育標準時間）認定）と保育所機能（2・3号（保育）認定）を併せ持つ施設です。（以下：「幼稚園等」といいます。）

2 入園対象児

- ・3歳児（平成31年4月2日から令和2年4月1日までに生まれた幼児）
- ・4歳児（平成30年4月2日から平成31年4月1日までに生まれた幼児）
- ・5歳児（平成29年4月2日から平成30年4月1日までに生まれた幼児）

3 募集人数

- ・3歳児

彦根幼稚園	25人	高宮幼稚園	25人
稲枝東幼稚園	20人	旭森幼稚園	35人
城北幼稚園	20人	金城幼稚園	35人
佐和山幼稚園	25人	城陽幼稚園	25人
平田こども園（1号認定）	30人		

- ・4歳児

彦根幼稚園	11人	高宮幼稚園	6人
稲枝東幼稚園	11人	旭森幼稚園	23人
城北幼稚園	12人	金城幼稚園	23人
佐和山幼稚園	15人	城陽幼稚園	16人
平田こども園（1号認定）	4人		

- ・5歳児：各園若干人

※4・5歳児は、現3・4歳児が令和5年度も継続利用することを想定し、定員から継続利用予定児童数を除いた人数を募集しますが、継続利用児童数が変動した場合、定員に空きがある人数を受け入れします。

4 応募資格

彦根市内に居住している幼児の保護者（令和5年4月1日までに彦根市に居住することが確実な方を含む。）

5 申込手続き

(1) 受付期間

令和4年11月14日(月)午前8時30分から

令和4年11月23日(水)午後11時59分まで

※市立幼稚園等を2園以上同時に申し込みすることはできません。2園以上申し込みをした場合は先に提出した施設を有効とし、それ以外は無効とします。

※市立幼稚園等と認可保育施設の併願はできません。保育所等の申し込みをしたが、幼稚園を希望する場合は、保育所等の申し込みを取り下げる必要がありますので、幼児課までご連絡ください。

(2) 申込方法

申込方法は電子申請(原則)となります。(お持ちのスマートフォン等から申込みいただけます。)以下のQRもしくはURLから申請フォームにアクセスいただき、必要な情報を入力の上、申込してください。入力内容等の詳細な注意事項については、申請フォームに記載しておりますので、必ずご確認ください。なお、兄弟姉妹で同時に申込する際には、1人ずつの申請が必要です。

【電子申請用QRおよびURL】



※左記のQRを読み込んでいただくか、以下のURLから申請フォームにアクセスの上、申込してください。

※電子申請では24時間申込いただけます。

https://s-kantan.jp/city-hikone-u/offer/offerList_detail.action?tempSeq=617

6 教育標準時間の認定

幼稚園等の利用を希望する場合は、教育標準時間認定(1号認定)を受ける必要があります。

幼稚園等の入園が内定した後、幼稚園等を通して認定の申請をしていただき、後日、「支給認定証」を本市から交付します。

支給認定区分	対象年齢	内容	利用できる主な施設
教育標準時間認定 (1号認定)	満3歳以上	子どもが満3歳以上で教育を希望する場合	幼稚園 認定こども園(短時部)
保育認定 (2号認定)	満3歳以上	子どもが満3歳以上で「保育が必要な事由」に該当し、保育施設での保育を希望する場合	保育所 認定こども園(長時部) 地域型保育事業所
保育認定 (3号認定)	満3歳未満	子どもが満3歳未満で「保育が必要な事由」に該当し、保育施設での保育を希望する場合	保育所 認定こども園(長時部) 地域型保育事業所

7 保育料について

(1) 保育料の無償化について

3歳から5歳児の全ての子どもの保育料は無償です。

ただし、実費として徴収されている費用（食材料費や行事費など）は負担いただきます。

(2) 副食費（おかず代）について

平田こども園の副食費については、一律で月額4,000円となります。

なお、以下の子どもについては免除となります。

ア A階層からC階層までの世帯全ての子ども

イ 全ての世帯の第3子以降の子ども

※多子世帯の基準は、下表の『(参考)副食費徴収免除対象基準表』備考2を参照

(参考)副食費徴収免除対象基準表					
階層区分	国の階層区分	定義	副食費徴収免除対象者(下表の太枠内の子ども)		
A	1	生活保護世帯	第1子	第2子	第3子以降
B1	2	市民税非課税世帯	第1子	第2子	第3子以降
B2		市民税所得割非課税世帯(均等割のみ課税世帯)	第1子	第2子	第3子以降
C	3	市民税所得割額77,101円未満	第1子	第2子	第3子以降
D1	4	市民税所得割額211,201円未満	第1子	第2子	第3子以降
D2	5	市民税所得割額211,201円以上	第1子	第2子	第3子以降

備考1 保育料の算定は、「児童の父母」および「父母以外が扶養義務者の場合はその扶養義務者」の市民税の合計を上記保育料徴収基準額表に当てはめて決定します。

備考2 第3子以降の多子のカウントについては、A～C階層は年齢制限に関わらず同じ世帯の子どもを対象としますが、D1～D2階層は3歳児から小学校3年生までの同じ世帯の子どもを対象としています。

(3) 主食費（お米代）について

平田こども園については、令和4年4月から完全給食を予定しており、全ての子どもについて一律で主食費として月額1,000円を負担いただきます。

8 災害等発生時の保育について

近年、国内では、これまでの想定を大きく超えた災害が発生しており、気象警報発表時等には園児の安全確保に万全を期す必要があります。

本市で「避難情報の警戒レベル3以上が発令された場合」や「暴風警報を含む警報・特別警報が発表された場合」、および「震度5弱以上の地震が発生した場合」、園児の安全確保のため、臨時休園等の対応をさせていただきますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

なお、臨時休園等の対応については、P5『気象警報発表時等における保育の実施について』

【第3版】』をご覧ください。

9 その他

- (1) 入園の決定については、令和5年1月中旬頃に通知します。
- (2) 募集人数を超えた場合は、定員に達するまでは受け入れますが、定員を超える場合は、各園で抽選会を行います。抽選会は、令和4年12月7日(水)午後2時30分から受付、午後3時から開始を予定しています。なお、午後3時までに受付を済まされない場合は、抽選会に参加できません。また、同一世帯において、同学年の幼児が2人以上いる場合(双子等)については1回の抽選で決定します。
- (3) 抽選会を開催する場合は、各幼稚園等の正面玄関等に掲示するほか、保護者宛てに文書で通知します。また、抽選会がない場合は、掲示のみ行います。
- (4) 入園申込書の提出は、入園を希望する幼児1人に対して1園です。
- (5) 入園に当たり、園児は独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度に加入していただきます。

■ 気象警報発表時等における保育の実施について【第3版】

～ 幼稚園版～

(令和2年9月4日から適用)

□ 避難情報の警戒レベル3以上が発令された場合

午前7時の時点で発令されている場合	臨時休園とします。
登園前 / 登園中に発令された場合	臨時休園とします。 登園を見合わせて、安全な場所に避難を開始してください。
登園後(保育中)に発令された場合	原則、全ての保育活動を中止し、各園から保護者の皆様に園児のお迎えを依頼します。

※被害の状況等によっては、警戒レベル3以上の発令が解除された後も、各園の状況に応じて、臨時休園等の措置を行う場合があります。その場合は、各園からメール配信システム等を通じて保護者の皆様に連絡します。

□ 防災気象警報(暴風警報・暴風雪警報・特別警報)が発表された場合

午前7時の時点で発表されている場合	臨時休園とします。
登園前 / 登園中に発令された場合	臨時休園とします。 登園を見合わせて、安全な場所に避難を開始してください。
登園後(保育中)に発表された場合	原則、全ての保育活動を中止し、各園から保護者の皆様に園児のお迎えを依頼します。

※その他の警報(大雨・洪水警報等)が発表された場合については、通常保育を行います。被害の状況等によっては、警報解除後も各園の状況に応じて、臨時休園等の措置を行う場合があります。その場合は、各園からメール配信システム等を通じて保護者の皆様に連絡します。

□ 震度5弱以上の地震が発生した場合

登園前 / 登園中に発生した場合	臨時休園とします。
登園後(保育中)に発生した場合	原則、全ての保育活動を中止し、各園から保護者の皆様に園児のお迎えを依頼します。

※翌日以降の保育の実施については、施設の点検や安全確認を行った上で判断をします。休園等の措置を行う場合は、各園からメール配信システム等を通じて保護者の皆様に連絡します。